

調査・研究企画調整会議の設置等について
(平成22年12月16日 食品安全委員会決定)

第1 趣旨

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第6号の規定に基づき食品安全委員会が行うこととされている、食品健康影響評価等を行うために必要な科学的調査及び研究については、食品健康影響評価等に係る様々な課題に適時・適切に対応できるよう効果的かつ効率的に行われることが重要であることから、これらについての中期的な計画の案の策定及び各年度における実施に係る調整を行うため、食品安全委員会に、委員のほか審議内容を専門とする専門委員等の参加を得て、調査・研究企画調整会議を設置する。また、調査・研究企画調整会議の下に、当該計画に基づき、各年度の研究の対象領域・課題の案の選定及び対象課題の評価について調査審議を行う部会並びに各年度の調査の対象課題の案の選定について調査審議を行う部会をそれぞれ設置することとする。

第2 調査・研究企画調整会議

1 構成員等

（1）調査・研究企画調整会議（以下「企画調整会議」という。）は、以下の者により構成する。

① 常勤の委員

② 委員長の指名する専門委員（6名以内）

（2）企画調整会議に座長を置き、委員長の指名する委員をもってこれに充てる。

（3）座長は、企画調整会議の事務を掌理する。

（4）座長に事故があるときは、企画調整会議に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（5）企画調整会議の構成員の任期は、（1）の①に係る構成員を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 調査審議事項

企画調整会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）今後、概ね5年間に食品安全委員会において推進することが必要な調査及び研究についての目標等を示した「食品の安全性の確保のための調査研

- 究の推進の方向性について」の案の策定及びその見直しに関すること。
- (2) 各年度における調査及び研究の対象課題等の選定及び評価に係る調整に関すること。

3 会議の開催

- (1) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、企画調整会議を招集し、その議長となる。
- (2) 企画調整会議は、議事の概要を作成し、これを公表する。
- (3) 企画調整会議は、調査審議の結果を食品安全委員会に報告する。

4 研究運営部会

(1) 構成員等

- ① 研究運営部会は、以下の者により構成する。
- ア 常勤の委員
 - イ 企画調整会議の座長の指名する専門委員（6名以内）
- ② 研究運営部会に座長を置き、企画調整会議の座長が指名する者をもってこれに充てる。
- ③ 座長は、研究運営部会の事務を掌理する。
- ④ 座長に事故があるときは、研究運営部会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- ⑤ 研究運営部会の構成員の任期は、①のアに係る構成員を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 調査審議事項

研究運営部会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- ① 各年度において取り組むべき研究の対象領域の案の選定に関すること。
- ② 各年度において取り組むべき研究の対象課題の案の選定に関すること。
- ③ 各年度において取り組まれた研究の対象課題の評価に関すること。

(3) 会議の開催

- ① 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、研究運営部会を招集し、その議長となる。
- ② 座長は、必要により、当該研究運営部会に属さない専門委員又は学識

経験者であって次に掲げる条件を満たす外部の者に対し、研究運営部会に出席を求めることができる。

ア 研究事業の課題について十分な評価能力を有するとともに、公正な立場から評価を行うことができる者であること。

イ 氏名及び所属並びにその者が行う評価結果の内容を公表することについてあらかじめ同意している者であること。

③ 研究運営部会は、議事の概要を作成し、これを公表する。

④ 研究運営部会は、調査審議の結果を企画調整会議に報告する。

4 調査選定部会

(1) 構成員等

① 調査選定部会は、常勤の委員により構成する。

② 調査選定部会に座長を置き、企画調整会議の座長が指名する者をもってこれに充てる。

③ 座長は、調査選定部会の事務を掌理する。

④ 座長に事故があるときは、調査選定部会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(2) 調査審議事項

調査選定部会は、各年度において取り組むべき調査の対象課題の案の選定について調査審議する。

(3) 会議の開催

① 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、調査選定部会を招集し、その議長となる。

② 調査選定部会は、議事の概要を作成し、これを公表する。

③ 調査選定部会は、調査審議の結果を企画調整会議に報告する。

第3 雑則

(1) 第2に定めるもののほか、企画調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、企画調整会議が定める。

(2) 企画調整会議の庶務は、食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課において処理する。

附 則

- 1 この決定は、平成２２年１２月１６日から施行する。
- 2 この決定に伴い、食品健康影響評価技術研究運営委員会の開催について（平成１７年５月１９日食品安全委員会決定）は廃止する。
- 3 食品健康影響評価技術研究運営委員会は、本決定前に調査審議を行っていた事項を本決定により設置される調査・研究企画調整会議に引き継ぐものとする。